

第2回 デジタル・AIワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和7年3月13日（木）16：30～18：15

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員） 中室 牧子（座長）、杉本 純子（座長代理）、落合 孝文、川邊 健太郎

（専門委員）住田 智子、田中 良弘、戸田 文雄、村上 文洋、片桐 直人、
村上 将一、時田 佳代子、増島 雅和

（事務局） 大平参事官

（関係者） 菊永 将浩 広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会 弁護士

内野 宗揮 法務省 大臣官房審議官

国分 貴之 法務省民事局 参事官

渡辺 諭 法務省民事局 参事官

宇野 直紀 法務省民事局総務課 登記所適正配置対策室長

大江 亨 金融庁監督局 銀行第一課長

小野 浩司 金融庁監督局 銀行第二課長

村木 圭 金融庁総合政策局総合政策課 総合政策企画室長

神谷 慎子 金融庁総合政策局リスク分析総括課 課長補佐

4. 議題：

（開会）

議題1. 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な資産管理の推進

議題2. 「相続手続の効率化」に関するフォローアップ

（閉会）

5. 議事録：

○大平参事官 定刻となりましたので、ただいまから規制改革推進会議第2回「デジタル・AIワーキング・グループ」を開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局から、会議に関する連絡事項を申し上げます。

本日は、オンライン会議となりますので、会議資料は画面共有いたしますが、お手元にも御準備いただければと思います。会議中は、カメラをオンにいただき、発言者の声ははっきり聞き取れるよう、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただき、御発言される際はミュートを解除していただき、御発言後は再びミュートに

戻していただきますよう御協力をお願いいたします。

続きまして、本日のワーキング・グループの出席状況について報告いたします。

林委員が欠席との御連絡を承っております。また、中室座長が途中退席される旨をお伺いしております。中室座長の御退席後、議事進行につきましては杉本座長代理に行っていただきたいと思っております。落合委員におかれましては、御都合により途中で退席する可能性がある旨をお伺いしております。

さらに、本ワーキング所属委員のほか、健康・医療・介護ワーキング・グループから時田専門委員が、スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループから増島専門委員が御出席されています。

以後、議事進行は座長をお願いしたいと思います。

中室座長、よろしくをお願いいたします。

○中室座長 どうぞよろしくお願いいたします。座長の中室でございます。

本日の議題1、「超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な資産管理の推進」に早速入ってまいりたいと存じます。

我が国では、急激な高齢化に伴って増加している認知症の方々をどのように支えるかということが非常に重要な社会課題となっております。

昨年の第2回公共ワーキング・グループでは、法定後見制度の利用促進について御議論いただきましたが、認知症になる前から、家族間で財産の管理を行い、あらかじめ備えるという観点は非常に重要です。

このため、親族間で信託を行うことで、生前の財産の管理から、亡くなってからの財産の継承を円滑に行うことが考えられますが、この信託の制度については利用促進に当たって課題があるとの声があります。

そのため、本日は、親族間での信託の利用促進の方策について御議論いただければと思います。

この議題に関しましては、広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会の菊永将浩弁護士、法務省及び金融庁に御出席いただいております。

初めに、本日の議題に関する御要望をお伺いしたいと思います。

菊永弁護士から、事前に御提出いただいた資料を基に御意見を頂戴したいと思います。10分程度でお願いいたします。

○菊永弁護士 ただいま御紹介にあずかりました弁護士の菊永と申します。

本日は、これから10分ほどの時間で、「民事信託の実情と課題」ということで私のほうから発表させていただきたいと思っております。

画面共有をさせていただきます。

今回取り扱う「民事信託の実情と課題」ということで、実はなぜ私が今回お話をするかというところ、まず自己紹介から順にお話をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料1-1の2ページに、私の自己紹介を簡単に書かせていただいております。

私自身が、日弁連信託センターをはじめ、いろいろな団体に所属して信託に関する検討等を行っている。あわせて、下のほうに書いてありますように、実務としても私は仕事の半分以上を信託が占めているような状態で、そういう実務としての経験も今日の中でお話しできたらいいかなと思っております。

本日は、団体を代表してということではなくて、実務家としての私の立場で実情と課題について発表させていただきますので、そのようにお聞きいただけたらと思います。

本日は、全体では4つの内容を取り上げたいと思います。

まず初めに、第1「民事信託とは」ということで、あまり知られていない民事信託について、今日御参加の方々にまず知っていただくところを少しお話しさせていただきます。その上で、民事信託の利用状況について第2、そもそも民事信託がどのような場面で使われるかということについて第3、そして、第4のところでは民事信託の普及に向けた課題、全体としては4つの内容でお話をさせていただきます。

資料の4ページを御覧ください。

ここでは、民事信託とはどういうものなのかということをもとめたスライドを用意させていただいています。少し説明をさせていただくと、民事信託という仕組みは、財産を持っている人を委託者といいます。財産を持っている人が信頼できる家族などに対して、自分が将来、健康面に課題等を抱えて財産管理ができなくなることへ備える目的のために、元気なうちにあらかじめ自分の財産を任せていくという仕組み作りになります。

下の絵を基にお話をさせていただきますと、お父さんの立場の方が娘さんに、自分が持っている土地とか建物とかお金の管理をあなたに任せたいのだと。任せられる娘さんのほうも、分かったよということで引き受ける約束をする。それを信託契約という形にまとめていき、それに基づいて、不動産であれば信託をしたことが分かるような形で名義変更をするなどして、法律上の管理権限を娘さんに任せていく。

ただ、これはあげるわけではないのです。一定の目的、これは契約の内容によって変わってきますが、例えばお金であれば、任せるけれども、将来、自分が入院するときや施設に入るようなときにそのお金を使わせてもらうよ、管理を任せるよみたいなことを約束事で決めた上で任せていく。

通常、信託の世界においては、任せる人である委託者と、その財産から恩恵を受ける受益者が同じ人になる。今回の図面のように、お父さんが娘さんに任せる、でも、それはお父さんのためのものですよという仕組みが一般的に使われている。

この仕組みのメリットは、任せた後に、例えばお父様が体調が崩れて財産管理が難しくなったとしても、娘さん単独で財産管理あるいは財産の処分をすることができる。それによって、昨今課題となっている認知症対策などでこの信託という仕組みを活用することができる。そういう流れになっています。

では、民事信託の実際の利用状況についてまとめたスライドが5ページになりますので御覧ください。

民事信託というのは、この後お話をするように、公正証書で作られるものとそうでないものとあるので、正確な統計はなかなか取りにくいところになってきます。令和5年における公正証書の件数が4,434件、大体その二、三倍ぐらい私文書があるのではないかなと言われるものもありますので、ざっくり1万から1万5,000件、合わせて2万件弱ぐらいは年間に使われているのかなと。認知症等も含めて高齢者の方が増えていっている中でいくと、必ずしもみんながみんな信託を使っているというほど利用が進んでいるものではない。そこには2023年までのものを挙げておりますが、2024年における数字としましても、公正証書で作られているものが4,512件となっていて、何万件も使われているという状況ではない。

民事信託の多様な利用例ということで、実際にどのような場面に使われるかというのをイメージしていただこうと思って用意をしたのが6ページのスライドです。

認知症対策。将来、自分で財産管理ができなくなるときに備えて使うという方法。障害を持たれた方が御家族にいらっしゃる方がその方を支えるために使う仕組み。あるいは、事業承継や、共有不動産の管理などの場面において信託というのが活用されます。

実際に便利なはずの仕組みが使われていないところには課題があるということで、その課題をまとめさせていただいたのが7ページのスライドです。主な課題を5点ほどまとめておりますので、その5点に基づいてお話をさせていただきます。

まず1点目は、民事信託が必ずしも知られていない。これは、一般の方もそうですが、専門家、あるいはそれ以外の関係者の方も含めて、なかなか知られていないという課題があるかなと思います。

また、民事信託を実際にやろうと思ったときに、身近にその担い手である専門家がいなというケースなども一般的なものとして挙げられています。

あとは、民事信託に関する正確な情報が分かりにくい。これはインターネットの世界ではどこでも当てはまる話になるのですが、偏っていない情報、正しい情報に行き当たるのがなかなか難しいという問題も新しい分野ならではのものとして起きている。

あとは、信託口座を容易に準備できない。ここが少し説明を要するところになるのですが、例えばお金をお父さんが長男に任せるときに、任せたお金はお父さんの口座のまま管理していれば、もし何かで管理ができなくなったときに下ろせないという問題が続いてしまう。他方、長男の口座で管理すると、長男個人のお金と混ざってしまう。そういうことに備えて、実務の世界では、信託したお金を管理するための専用の口座である信託口座を開設することが推奨されています。ただ、これがどこの地域でも当然のようにできるものかというところではなくて、実務上不明瞭な点などがあることから、金融機関において開設がなかなか進んでない地域もあります。

あと、⑤番の公証役場の手間がある。民事信託の契約においては、士業団体が出しているガイドラインの中で、契約は公正証書で作ることが推奨されています。ただ、いざ作ろうと思っても、近くに公証役場がない、出張で対応してもらえないということで、民事信

託ができない人もいます。この点は、今年末までにデジタルでの公正証書の作成ができるようになるるとちょっと変わっていくのかなと思いますので、付記させていただいています。

国への要望ということで書かせていただいたのは、私自身が民事信託をやる中で、まず1つ目に、正しい情報が必ずしも周知されていない。「民事信託に関するガイドライン等」と書かせていただきましたが、ガイドラインやリーフレット、制度説明資料などがしっかり作成されて周知をされていくことが必要ではないかなと思います。

2つ目で、金融機関がそういうことに対応しようと思ったときに参考にできるQ&Aなどがあれば、実務上有用なのではないか。

3番目で、公証役場のデジタル化に当たって、利用者の大半を占めるであろう高齢者の方が利用しやすい仕組みになればいいかなと思っております。

あとは、参考ということで15ページ、16ページ、17ページを付けさせていただいています。時間の関係もありますので、17ページだけ少し触れさせていただきたいと思います。

民事信託においていろいろな課題がある中で、例えば税務の取扱いが明確になっていない分野や、税務上、活用が阻害されるような公式な見解が示されている分野がある。この辺りは実務における阻害要因になっているのかなと。また、登記に関する業務も統一されていない。この辺りがしっかり明確になっていけば、民事信託の活用が進むのではないかなと思っております。

私からの説明は以上となります。どうもありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

続きまして、関係省庁から、ただいま御説明いただいた御要望に関し、御説明をお願いしたいと思います。法務省から事前に御提出いただいた資料を基に御説明をお願いします。10分程度でお願いいたします。

○法務省（内野審議官） 法務省の内野でございます。よろしくお願ひいたします。

議題1につきまして、法務省から資料に沿って御説明させていただきます。

画面共有をお願いします。

まず、信託法に基づく信託契約の概要をざっと申し上げたいと思います。

信託契約は、信託法第3条第1号におきまして信託の方法の一つとされまして、委託者となるべき者が受託者となるべき者との間で、次の2つの双方を内容とする契約を締結する方法である旨が定められております。

まず1つ目が、受託者となるべき者に対して財産の譲渡、担保権の設定、その他財産の処分をすること。2つ目が、受託者となるべき者が一定の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきことであります。

その下のマルの部分でございます。信託法第4条におきまして、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によりまして信託の効力が生ずると定められております。

次に、その下のマルでございませう。信託契約に基づく法律関係についてであります。主要な部分を申し上げます。適宜、下に書いてございませう図も御覧いただければと存じます。

1つ目のポツです。まず、委託者は信託契約の当事者として、受託者に対して財産の譲渡等、その他の財産の処分を行います。例えば、投資信託でありますと、投資家が委託者として自らの金銭を受託者となる者に払い込むということになります。

次に2つ目のポツです。委託者から財産の譲渡等を受けた受託者は、信託の目的に従って受益者のために信託財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をいたします。先ほどの投資信託で言えば、受託者が信託契約に基づいて運用することになります。

なお、委託者自身が受託者となることも可能でありまして、信託法ではこのような自己信託が信託の設定方法の一つとして認められております。

次に3つ目のポツです。信託においては、契約の当事者となる委託者と受託者のほかにも受益者という主体があります。受益者は、受益権を取得して、受託者を監視・監督しながら、信託の利益を享受するというものであります。委託者が受益者を兼ねることも可能であります。これは菊永先生が先ほど御指摘いただいた類型でございませう。

この点、信託契約の定めにより、受益者となるべき者として指定された者は、受益の意思を表示しなくても当然に受益権を取得いたしますけれども、受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得したことを知らないときは、受託者はその者に対し遅滞なくその旨を通知しなければならず、また、受益者は信託契約の当事者である場合を除き、受託者に対し受益権を放棄する旨の意思表示をすることができます。先ほどの投資信託で言えば、委託者兼受益者である者が運用による利益の分配を受け取ったり、償還金を受け取ったりということにならうかと存じます。

次に4つ目のポツであります。信託契約に基づく法律関係におきましては、受託者に信託財産が帰属することになります。受託者の固有財産とは別扱いされ、これにより信託財産の独立性が担保されています。具体的には、信託法第25条第1項におきまして、受託者に帰属している信託財産が受託者の倒産の影響を受けないという倒産隔離機能が認められているほか、信託法第34条第1項におきまして、受託者は信託財産を自らの固有財産と分別して管理する義務を負うことなどが定められております。先ほどの投資信託で言えば、受託者の経営が破綻して倒産するようなことがあつたとしても、分別管理されている信託財産は保護され得ることになります。

次に、立法時に想定していた信託契約の活用方法について申し上げます。信託法は大正11年の制定以来、あまり活発的な利用がなされていませうでしたが、社会経済活動の多様化に伴いまして、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになったほか、資産の流動化目的の信託など、当時の旧法の制定当時には想定されていなかつた形態の信託の活用も図られるようになってきておりました。

そのため、政府に対しまして、いわゆる商事目的での信託の利用に関する改正要望が寄

せられ、信託の専門家による信託法の改正提言なども公表される状況になりました。

一方で、高齢化社会の進展に伴いまして、高齢者の財産管理を図るという観点から信託が注目されるに至りまして、今後は高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託の活用が期待されるとの指摘もされております。

このように、金融商品としての信託のみならず、多様な目的の下での信託を利用するニーズが高まっていたことから、信託法全体の見直しが行われまして、平成18年に信託法が改正されるに至りました。

このような多様な目的の下での信託について、その一例をお示ししますと、信託法の改正によって企業の資金調達の手段としての信託として、受益証券発行信託という類型が新たに創設されました。受益証券発行信託とは、受益権が有価証券化された信託ということになります。

受益証券発行信託を利用した取引について、資料の左手に具体例を記載しておりますけれども、委託者であるリース会社が受託者である信託会社に対して、自らの有するリース債権を譲渡しまして信託を設定した上で、信託会社から同社が発行した受益証券を取得して、これを投資家に売却し、その対価を取得することによって資金調達を行うというものであります。信託契約は、このような企業の資金調達の手段としての信託として活用されることが想定されます。

そのほか、高齢者の生活の支援の目的として信託契約が活用されることが想定されます。資料の右側でございます。高齢者である親が、委託者兼受益者として受託者となる子との間で信託契約を締結して、自らの財産を子に譲渡し、受託者である子が財産管理をしながら、受託者としての判断により預貯金の払い戻しや、自宅の修繕、医療費の支払い等の必要な支出を行うほか、受益者である親に対して生活費等の財産的給付を行うことなどが考えられるところであります。また、信託契約において、受益者の死亡により、その配偶者が受益者となる旨の定めをすることも可能であります。

次に、公正証書のデジタル化の御指摘も菊永先生からいただいたところと理解をしておりますので、続けてそちらの話に参りたいと思います。

まず、デジタル化についてということでありまして。上段の「公正証書制度の現状」の部分を見ていただければと思います。公正証書は、遺言について作成される遺言公正証書などが典型例になりますけれども、法律行為その他の私権に関する事実について公証人が作成する証書であります。

特徴としては、公文書であり、その成立の真正性が強く推定されますので、極めて高い証明力を有していること。公正証書の原本は、公正・中立な第三者機関である公証人が保管していること。そして、執行力の付与ができること。すなわち、例えば金銭の支払いを目的とする債務に関する公正証書において、債務者が支払いを怠った場合、直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている場合には、裁判手続を経ることなく強制執行が可能となるといったものであります。こういった点が特徴として挙げられるところであります。

公正証書制度は、ただいま申し上げました特徴を有する公正証書の作成を通じて、私的な法律関係の明確化・安定化を図り、契約の履行確保や私的紛争の防止、迅速な権利実現の手段として重要な役割を果たしている制度であります。

次に、「公正証書制度の現状」の枠の下、「公正証書制度の課題」のところであります。これまで公正証書を作成するには対面・書面での手続が必須となっており、デジタル化には対応していない状態でありました。

その後、令和4年及び令和5年の各規制改革実施計画におきまして、デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行うことが盛り込まれたことから、令和5年の通常国会に改正法案を提出し、同年6月14日に公布されました。

なお、施行日につきましては、公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内で、政令で定める日から施行するとされております。

改正法の施行により、今回の議題となっております信託に関する公正証書を含め、公正証書制度の全面デジタル化がされることになり、資料の下枠の「デジタル化の概要」のところに記載をさせていただいておりますけれども、嘱託といわれる公正証書の作成依頼、依頼者である嘱託人の陳述や意思確認の手続、公正証書の作成・保存、作成した公正証書の正本や謄抄本の交付といった一連の作業をデジタル手続で完結させることが可能となります。

次に、改正法の施行に向けた進捗状況でありますけれども、現在、法務省において改正法に対応すべく政令や省令の改正作業を行っているところであります。

なお、この改正法を実現するためには、公正証書のデジタル化に対応するためのシステムの構築が必要となるところでありますけれども、これについては、公証人は国から給与の支払いを受けることなく、先ほど依頼者という言い方をしましたが、嘱託人から受ける手数料のみを収入源といたしまして、独立採算により経営することとされておりますので、全国の公証人で構成されます日本公証人連合会を中心に鋭意システムの開発を行っているところと承知しております。現在、おおむね開発が完了いたしまして、今後は運用テストを行っていくと聞いておるところでございます。

法務省といたしましては、引き続き、日本公証人連合会と連携を密にして、規制改革実施計画で示されました令和7年度上期の施行を目指して準備を進めていく予定でございます。

簡単ではございますが、法務省からの御説明は以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

御説明者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。限られた時間のため、御質問、御回答ともに簡潔にお願いいたします。また、議論を円滑に行うため、事務局におかれましては、委員、専門委員からの質問を要約し、画面に投映していただきたいと思います。

議題1の質問・御発言については、先ほどの菊永弁護士の御説明を踏まえ、論点を3つ

に分けてお伺いしたいと思います。

まずは、要望者の資料にある論点1つ目の「民事信託に関するガイドライン等の作成、周知」についての御質問をお伺いしたいと思います。挙手機能でお知らせいただきたいと思ひます。

まず、住田専門委員からお願いいたします。

○住田専門委員 皆様、御説明ありがとうございました。

私からは、菊永弁護士にお伺いさせていただきたいと思ひます。

御説明の中で、生前の財産管理対策において、信託という手段に対して、法令やその他運用が不明確であったり、あとは認知がされていないために、現場では普及の阻害要因としていろいろなものがあるのかなと感じました。どのような誤解や問題が具体的に生じているのかということについてお伺いできればと思ひます。

もう一点につきましては、普及の阻害要因を取り除くために、一般の方や実務家の方々にとって参考になるにはどういった論点が必要だと思ひますでしょうか。スライドの15枚目にも参考に記載いただいていると思ひますけれども、最後のほうはお時間も短かったということで駆け足で御説明されていきましたので、必ず触れてほしい点とか、御説明し切れなかった点があれば、教えていただきたいと思ひました。よろしくお伺いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

では、片桐専門委員も続けてお願いいたします。

○片桐専門委員 私のほうからは法務省さんにお尋ねしたいと思ひます。

信託法は平成18年に大改正が行われて、日本でも信託が活用されるようにと言われながら、大々的にはあまり進んでないところなのかなと思ひますし、今日話題になっている民事信託の関係だとそういうことなのかなという気もしました。

国会の議事録等を見ていると、法務大臣が国会審議の中で、信託法が活用されるためには国民の理解が必須なのだということで、ポスターとかパンフレット等を通じて、あるいはホームページへの掲載、法律雑誌等への寄稿、説明会の開催、関係団体との連携ということを通じて国民に周知をする必要があるのだという御発言もあったところです。また、国会の附帯決議でも国民への周知というのが決議されているものと認識しています。

他方で、今ホームページ等を拝見する限りにおいては、信託の周知という観点から特段御説明がないのかなと思ひています。とりわけ、制度の説明だけではなくて、ユーザーサイドから、どういう場合に信託を活用したらいいのかとか、どこに相談に行ったらいいのかとか、ほかの制度と比べてこういうメリットやデメリットがあるということを知りていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、法務省さんにお伺いしたいのは、そういう周知の方法とか周知をやっているのかということについて御教示いただけないでしょうか。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、一旦ここで菊永弁護士、法務省さんに御回答をいただいて、その後で増島さん、落合さんと行きたいと思います。

では、菊永先生、法務省さん、お願いいたします。

○菊永弁護士 では、菊永のほうから先に説明をさせていただきます。

先ほど住田委員から質問のあった件ですが、どんな誤解が生じているのか、具体的などころということだったのですが、まず1つあるのは、まず誤解を生む以前に、そもそも信託自体がどういう場面で使われるかというのが知られていないことが一番の利用の阻害要因ではないかなと思います。

それを前提とした上で、実務の現場において起きている誤解を2つほどお話しします。1つは、信託をやるとなるとすごくコストがかかる、高いのだと。もちろん複雑な仕組みを作ればそうなるのですが、家族の財産を家族に任せるみたいな仕組みのときには決してそんなことはないのですが、どうしても信託イコール高いという誤解が生じてしまっているところが課題の一つになります。

もう一つは、よく分からない仕組みだからリスクが高いということもよく言われます。これも同じ話になるのですが、複雑な仕組みなどをやればもちろんリスクは上がっていくのですが、家族の財産を家族に任せるというシンプルなものであれば、リスクはあまりないのではないかな。

そういったところも含めて、先ほど15ページのスライドでもいろいろ書かせていただいているのですが、信託がみんなの選択肢の一つになるように正しい情報発信がなされていくことが今後必要ではないかなと思っております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

住田委員、大丈夫ですか。

○住田専門委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、法務省さん、お願いいたします。

○法務省（渡辺参事官） 法務省民事局参事官の渡辺からお答えさせていただきます。

御指摘いただきました信託法改正時の国会での質疑や附帯決議を踏まえまして、法務省におきましては改正信託法についてパンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載といった周知活動はさせていただいたところでございます。

もともと、こういった周知活動につきましては、平成18年に改正されたことの周知という形でやってきたところもございまして、今から数えますとその時点から20年弱という期間が経過しているところもありまして、現状におきましては当時の情報が散逸してしまっているところはあるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、制度をしっかりと正しく知っていただくことは重要なことであ

ろうと考えてございますので、そのような観点からどのようなことができるかにつきましては今後考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

片桐先生、更問は大丈夫ですか。

○片桐専門委員 大丈夫です。ありがとうございます。

続けて、落合委員、お願いいたします。

○落合委員 どうもありがとうございます。

今、菊永弁護士から実際の課題感についてお伺いし、法務省からも先般の御質問事項に対するやり取りも含めて状況をお伺いしておりました。

改めて、私も後見制度の後の財産管理というものに関わることがよくあるのですけれども、民事信託というのも、本来的には高齢者、認知症の方などの対策も一つ重要な社会的課題になっており、そういったものに対する対策として非常に活用の可能性があるのではないかという制度になっていると思っております。

これは、本日の御説明の中でも、場合によっては専門家の中でも十分に周知ができていない場合があるように見受けられますし、そういう状況でありますと、国民に対しては当然ながら周知が十分できていないということになるかと思えます。

信託の設計というのは、様々なことができるというところで、ある種自由度がある制度になっていますが、こういったものを正しく運用することが、逆に言うと自由度のある裏側ということだと思いますが、適切な運用によって相続時のトラブルの発生を防止することにつながるものだと思います。

一方で、信託という分野は、法律専門家も含めて欧米などとは違って必ずしも皆さんよく周知されているわけではないところがあると思っておりますので、そういったところの課題感をどうクリアしていくのかというのが、今後進めていくべきことなのかなと思っております。

その観点でいくつか法務省様のほうにお伺いしたいと思えます。まず1つが、菊永先生からも御説明がございましたし、士業団体においても一部既に対応されているものも過去のものも含めてあると思えますが、一方で、一般の方向けに対するパンフレットとかリーフレットを、十分に作成して周知することが改めて必要ではないか、と思っております。

先ほど平成18年のタイミングでというお話がございましたが、今の制度の状況や、活用の可能性があるようなところを踏まえて、改正の内容がこうであるというよりかは、こういう形で使っていただくといいとか、使えるのであるということが分かるように、国として一定のこういう方法で使っていくといいのではないかと、という手引を作成して周知をしていただくとか、それをホームページに掲載するなどを通して、行政として特に積極的に周知をしていただくといいのではないか、というのが1つ目です。

2つ目としましては、一般の方向けのパンフレットというのは、先ほど申し上げた内容

は、場合によって専門家とか地公体とか、後述になってきますが、金融機関については金融庁の所管かと思えますのであれですけれども、そういった専門的な方向けの一定程度詳しいものも必要かと思えますが、一方で、一般の方向けのパンフレットとしては、国民の目線で分かりやすいことが大事ではないかと思っております。その中では、より認知度が高い後見制度などとの比較とか、メリット・デメリット、リスクとベネフィットを理解できるようにして、制度を選択しやすくなるようにしていく、というのは大事ではないかと思えます。この点については、特に分かりやすさというのを重視したものを作っていただけないかと。これが第2点になります。

第3点といたしましては、発表資料の参考部分を拝見しておりますと、地公体などにおいても税務上の取扱いや登記などにおける問題も指摘されているように見受けられますので、周知先としては、士業関係団体とか地方公共団体、法務局に対してそれぞれ併せて周知していただけないかと思っております。これらの点についてどういうふうにお考えになるか、法務省にお伺いできればと思いました。

○中室座長 ありがとうございます。

では、増島先生、お願いします。

○増島専門委員 ありがとうございます。増島でございます。

私のほうも法務省様なのですが、制度周知というところとの関係で、先ほど菊永弁護士から御提示をいただいた中で、一般の方々は相談先がどこなのかも分からないという御指摘があったと思っております。

一般の方々は相談をしようと思ったときに、弁護士ですらも敷居が高いということもおそらくあると思っておりますので、どんなところに相談をしたら安心できる答えが得られるのかということを案内していただくみたいなこともぜひしていただきたいと思っております。

特に、民事信託については推進団体もあるということですし、さらにスタートアップなんかを中心に民事信託の支援サービスをオンラインで提供している企業も出てきていると承知をしていますので、そういう方を活用するというのも有効ではないかと考えているところでございます。なので、周知活動の一環として、民間団体とか企業さんと協調して彼らを相談先にしていくとか、若しくはこういう便利なサービスがありますよといったことを紹介をしていただくみたいなところでは、おそらく民間事業者と政府はゴールとしては同じ方向を向いていると思えますので、親族間の民事信託の普及・促進に向けて、各省庁との連携、若しくは官民連携をてこに民間活用を積極的に図っていただくのとよいのではないかと思いますので、この点はいかが考えますでしょうかという御質問でございます。

以上です。ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、今の落合委員と増島専門委員の御質問について、法務省さんのほうからお願いいたします。

○法務省（渡辺参事官） 法務省民事局参事官の渡辺でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、落合委員からの御指摘でございます。1つ目が一般向けの周知についてかなと理解しております。御指摘いただきましたとおり、信託につきましては制度が難解であることから十分な理解が進んでいないのかなと思ってございまして、信託制度を広く正しく認識していただくことは信託法の制定から相当期間が経過した現在においても重要なことであると我々としても認識しているところでございます。

そのために、例えば信託の要件とか、効果とか、当事者間の法律関係とか、信託を利用するに当たって参考となるような基本的な事項を周知しつつ、本日御議論いただいておりますような親族間の財産管理においても利用することができる、そのようなことを周知していくという観点からどのようなことができるかにつきましては、また今後検討していきたいなと思っております。

2つ目に御指摘いただいていた部分が、国民目線の分かりやすい周知ということかなと思っております。御指摘いただいた点はまさにそのとおりかなと思っております。信託というのが難解な部分があることを踏まえますと、周知なりをしていく際には、利用する国民目線で分かりやすいものをまず作ることが重要だなというところは御指摘のとおりかと思っております。

ただ、各論的なところで具体的にどうするのかというのはいろいろ難しいところはあるかと思っております。例えば、いろいろな制度のメリデメは個別具体的な事案によっていろいろ異なるところがありますので、そういったところを網羅的に一義的に示すことが果たして可能なのかとか、そういったいろいろな難しいところはあるのかなと思っております。いずれにしても信託制度を正しく広く理解していただくことは非常に重要だと思っておりますので、そのような観点からどのようなことができるかというのは考えていきたいと思っております。

落合委員の御指摘の3点目は、地方公共団体とかほかの一般向け以外の周知についての御指摘かと思っております。そちらについても、税務上の扱いとかは難しいところがあるのかなと思っておりますけれども、いずれにしてもどのような方を対象にどのような周知があり得るのかということにつきましても考えていければと思っております。

増島委員からいただきました相談先、民間活用という御指摘でございます。こちらのほうも、信託というのがなかなか難解だということや、信託を利用する、特に今御議論いただいておりますような文脈で信託を利用される場合は、もちろん信託ではないほかの方法も当然選択肢には入るということだろうと思っておりますので、それぞれのニーズに合った形で信託を利用していただくことが当然望ましいわけですが、そのためには制度を一通り理解するというだけではなくて、専門の方々に相談するとか、そういったサポートが必要不可欠なところはあるかと思っております。そういった観点も含めた周知活動が重要なポイントだろうと思っておりますので、そういったところも踏まえて検討してい

たいと思っているところがございます。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

落合先生、もし更問があればどうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

基本的に非常に前向きにお話しいただいたとっておきまして、ぜひ整備を進めていただきたいとっております。

その中で、制度を一概に比較するのは難しいかもしれないというお話もございますが、国の取組の中でも様々な制度が併存するような場合に、こういうものがありますよという基本的な情報を提供することは、よく行われていることだと思います。もちろん最終的に法務省が何かを担保するとか、この制度を使えば絶対にこうなるというものではなく、あくまでもっと前段の基本的な理解自体を深めていただくための比較であるというところで、もちろん法務省の方々は非常に正確性を重視されますので、そこはそれで分かるのですけれども、一方で、基本的な情報すら分からないと、ディテールにこだわっても全く理解してもらえないということもございますので、そこをぜひ意識していただきたいなと思いました。

また、専門家向けの点については、地公体や専門家向けでありますと、むしろ場合によっては法務省の見解なども必要な点については示していただいたり、税務については税務当局などとも必要に応じて協議した上で出来上がっているものであると、より有益性が高いのではないかとっておりますので、ぜひそういうことも御検討いただけないかとっております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

増島先生もお願いします。

○増島専門委員 ありがとうございます。

今のことに付け加えて、やはり制度というのはあっても使ってもらえないと意味がないということで、各省庁様は制度を持っている以上はそれをみんなにお届けするというところまでしっかりやっていただく必要があるとっております。その意味では、制度マーケティングにしっかりコミットしてくださいというふうに我々はお願いをしているということです。

政府が制度をきちんとマーケティングするというのは、デジタル庁とかいろいろなどの省庁がやられていますから、法務省がそれができないということは一切ないと思っておりますし、そこをやっていただけるということだと思っておりますけれども、基本的には予算を取っていただいて、マーケティングのためのプロジェクトを立てていただいて、民間の方に手伝ってもらって、このようなプロセスを回していただけるのではないかなと漠然と期待をしているのですけれども、こういうことをやっていきたいという前向きな言葉を

いただきましたが、具体的に我々が今思っているような形での制度マーケティングみたいなものも、もちろんここでやりますとは言えないというのは分かりますが、視野には入れながら動いていただけるのかどうかというところについて御見解をいただけますでしょうか。

○中室座長 住田さんも更問ですか。

○住田専門委員 コメント的になります。

法務省のほうには、前向きに周知をしていただけるというお話をお伺いできて、心強いなど思っているところです。

先ほど菊永弁護士の方からありましたとおり、制度の内容が分からなくてリスクが高いと感じられている利用者の方もいらっしゃるというお話もありましたので、周知の仕方としても、ただ制度があるよということではなくて、知りたいことがしっかり伝わるような周知をお願いできればと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、法務省さんのほうからもしコメントがございましたら、どうぞお願いいたします。

○法務省（渡辺参事官） 法務省民事局の渡辺でございます。

いくつか御指摘をいただきましてありがとうございます。

我々のスタンスとしては、あくまでも制度をきちんと正しく理解していただくことが非常に重要だという立場には変わりございませんので、そういった観点から、いただいた御指摘も踏まえてどのようなことができるかというのは考えていきたいと思っています。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、論点1に関してはここまでとさせていただきます、論点2つ目の「信託口座についての金融機関への協力要請等」についての御質問をお願いしたいと思います。

村上専門委員、お願いいたします。

○村上（将）専門委員 皆様、御説明をありがとうございます。

菊永弁護士に1点お伺いをさせていただきます。

信託口座の取扱いに関しまして、金融機関のウェブサイト上で詳細が明示されている事例は決して多くないように感じております。場合によっては、自行が信託口座を取り扱っていることを知らない行員もいるのではないかなと考えております。

このような状況を踏まえて、金融機関が信託口座の開設を躊躇する理由がどこにあるとお考えでしょうかというところを、菊永弁護士が日頃お聞きになっていらっしゃる話も踏まえて御見解をお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、田中専門委員もお願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

私からは、金融庁に対して質問させていただきたいと思います。

ただいまの村上専門委員からの御質問にも関連するのですが、先ほどの菊永弁護士からの御説明からは、民事信託そのものの知名度の低さも相まって、金融機関においても制度の理解とか利用促進のための取組は必ずしも進んでいないように思われます。

この点に関しては、令和元年5月の参議院の財政金融委員会において金融庁から、認知症や高齢者などのお客様に対して、信託の好事例を通じて金融機関が個々の事情に寄り添うように金融機関に促していくという答弁がなされていると把握しておりますが、その後、実際にいつ頃、どのような内容で金融機関への働きかけを行っていたのか、簡単で構いませんので具体的に教えていただけますでしょうか。

また、民事信託が認知症や高齢者の方の財産管理に関する選択肢の一つとして必ずしも浸透していないという現状を踏まえたと、法務省とも連携して、一般口座では問題が生じるのだということを金融機関に十分に理解してもらい、先ほど述べた令和元年の国会答弁で金融庁自身が述べておられたように、金融機関に対して民事信託を活用した商品開発なども含めて認知症の方に寄り添った対応をしていただくよう促していくことが必要だと考えますが、このような金融機関への更なる働きかけをお願いできますでしょうか。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

今、田中専門委員から金融庁さん向けの質問がありまして、私も実は金融庁さんにつかお伺いしたいことがございます。

1つは、信託口座の開設に当たって、金融機関がリスクヘッジの観点などから実務上のコストが高く、実務において不明瞭な点も指摘されたわけですけれども、こうした状況は金融機関が信託口座の開設を足踏みする要因となっているのではないかと感じます。

一方で、信託口座を開設している金融機関の中には、うまく手続を実施しているところもあるやにお伺いしております。

そうしたことを踏まえたと、今後、認知症とか高齢者の方の財産管理の重要性が増す中で、金融機関の協力は必須であろうと思いますし、紹介のあった国会答弁のとおり、金融機関が行う認知症や高齢者等の財産管理について、金融機関や関係団体にヒアリングをした上で、業務上不明瞭で困っている点などについて、財産管理の好事例とか業務上の好事例を金融機関に提示して、金融機関のウェブサイトに掲載していただくなどの対応が必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうかということでございます。

では、菊永弁護士から村上専門委員の御質問にお答えいただいた後、金融庁さんのほうから御回答をお願いしたいと思います。

まず、菊永弁護士、よろしいでしょうか。

○菊永弁護士 では、お答えさせていただきます。

御指摘にあったとおり、金融機関において働いておられる方みんながみんな、信託口座

座とか信託のことを知っていないというのが実情です。

それを踏まえた上で、なぜ金融機関が信託口座の開設を躊躇するのかというところは、まず1つは、自らの提供しているサービスの中に信託口座というサービスを位置付けて規定とかいろいろそろえていかないといけない、そういう準備のところの負担が結構大きいというのが挙げられます。

また、実際に仕組みを作った後に、案件を処理するに当たっては、それぞれの信託の内容、具体的には信託契約書の内容を確認したりなど、普通の口座開設に比べると手間暇がどうしてもかかってしまう。その手間暇がかかったことに応じた報酬がもらえるということであればまた違うのですが、なかなか手間暇に見合った形での報酬を受け取ることが難しい。これらがまず信託口座開設を躊躇する理由になる。

あと、大きいところでいくと、実際にどれだけそういうニーズがあるのかということ金融機関側として計りかねているので、口座開設に取り組むのを躊躇するというのも理由としては挙げられるところです。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、金融庁さん、いかがでしょうか。

○金融庁（大江課長） 金融庁監督局銀行一課長をしております大江と申します。

本日は、会議にお呼びいただきましてありがとうございます。

まず、田中委員からの御質問にお答えしたいと思います。基本的な考え方としまして、御議論いただいております認知症の方への対応、また、高齢者とか障害者の方、それぞれいらっしゃいますけれども、そういったお客様の個々の事情に寄り添った対応が求められているということが金融機関の重要な役割と私どもとしても考えてございます。

その上で、御指摘をいただきました財政金融委員会における答弁でございますけれども、こちらは金融機関による様々な商品開発とか、窓口での実際の対応における工夫といったいろいろな好事例の共有を通じて、認知症の方に寄り添った対応を一層行っていくようにと促したものでございまして、先ほど田中先生から信託の好事例という御発言をいただいたかと思うのですが、信託の商品に限らず、より幅広く商品の開発や窓口対応の工夫といった形で答弁したところでございます。

いずれにしましても、金融庁として高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図れるように金融機関の取組を促してきたところでございまして、今後も関係省庁と連携をして適切に対応していきたいと考えております。

その中で、田中委員から御質問をいただいた、実際にどういうふうな働きかけを行ったかということでございます。今日御議論いただいている民事信託とは違うのですけれども、先ほど落合委員からも論点1のほうで御指摘がございました成年後見制度というものがございまして。こちらの関係で、皆様御案内かもしれませんが、令和元年に成年後見制度利用促進基本計画というものが政府でまとめられております。また、認知症施策推進大

綱といったものも、もちろん金融庁ではなくて厚労省が中心となってまとめていただいているのですけれども、そういった中で、令和4年3月末時点のKPIとして、預金取扱金融機関の預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済みとする金融機関の個人預貯金残高の割合を50%にするということで、成年後見制度をしっかりと活用いただくということで、それに向けて金融庁としても、金融機関のほうでこういったものをできる限り進めてくださいという形で金融機関に対しても働きかけを行ってきたところでございます。

その上で、成年後見の支援預貯金とか支援信託といったものの導入状況に関する調査を令和2年から開始しておりまして、毎年度3月末日時点での導入割合を確認してございます。KPI50%に対しまして、既に令和4年3月末の時点で導入済みの割合は69%となっております、その後も増えてございます。

ちなみに、金融機関の数でいきますと、調査をしている1,120金融機関がございすけれども、その中で成年後見の支援預貯金又は支援信託を導入済みが806ございす。これが令和6年3月末時点の状況でございます。

また、最近の働きかけとしましては、これも昨年12月に認知症施策推進基本計画というものが政府全体でまとめられておりますけれども、そういったものが出た際にも、私ども金融機関団体と定期的に意見交換を行っておりますけれども、その中で改めて金融機関に対しまして、認知症施策推進大綱などを踏まえた取組に引き続いて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようにするという法律の趣旨を踏まえて、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたいということを伝えていきます。

ですので、定期的な働きかけを行っておりますし、それを踏まえてどういう対応がなされているかというふうな対応をしてきているところでございます。民事信託自体ではないのですけれども、そういった形で認知症の方々に対して政府の方針に基づいた対応をしておるところでございます。

中室座長から御指摘いただきました点でございますけれども、まず口座開設に当たって契約上どのような点を確認すべきか、また、受託者の死亡時の取扱いなど、契約当事者に生じた個別の事象に対してどのように対応すべきかといった実務上の課題につきましては、まずは民事信託の制度を所管される立場のほうでそういった目線を示していただくことが必要かと考えております。先ほどの論点1の議論の中でも、パンフレットとか分かりやすい説明をといたお話がございました。

そういったことを踏まえまして、金融庁としまして、信託口座についてこういった金融機関の実務がなされているのかといった実態把握をすることが重要だと考えております。また、必要に応じまして、認められた課題等について適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

増島先生、お願いいたします。

○増島専門委員 ありがとうございます。

今、金融庁さんから一般論で前向きなお返事をいただいたようにも聞こえるのですが、金融庁として、もともと高齢者対応をしっかりとするというのは、監督指針を含めて割としっかり打ち出していると思っております。その文脈の中で、後見人制度というところに着目をしたコミュニケーションを金融機関としていただいているというのは非常にありがたいことだと思うわけですが、後見人制度に並んで、家族信託と一般に言われている民事信託が使えるのだという視点というのは、まだ金融庁さんからの御認知とか、それを基にした発信はあまりされていないと思います。

最終的には、高齢者に金融アクセスを認めていく、その仲介者が後見人なのか、信託の受託者なのかというのは制度の選択の問題だということなので、ゴールはきちんと見ていただいているわけですから、ほかの方法も含めて周知をしていただきたいと思います。

そこに金融機関が何か躊躇している要因があるとすれば、何がそうさせているのかというのをきちんと探っていただいて、そこをなくしていくため、若しくはそこを促していくための施策を回していただく、このPDCAを回すというのがまさに金融行政方針に書かれている金融庁さんの役目だと見ておるところがございます。

そういう観点から、今回はある意味、家族信託、民事信託という方法が意外と使えますよみたいところがここに出てくるわけですから、一つの視点としてぜひ持ち帰っていただいて、金融庁全体のPDCAを回していくサイクルの中で、高齢者金融アクセスという観点から、いいタマをもらったぐらいのつもりでお持ち帰りいただけないでしょうかというのが御質問でございます。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

落合先生、お願いします。

○落合委員 御説明いただきましてどうもありがとうございます。金融庁の方々におかれなくても、前向きに議論を進めていただいているように感じております。

一方で、金融機関の方々においても実務的な取扱いといったところにはやはり課題があるというお話で、それについては法務省にある程度見解を整理してもらおうよというような発言もあったように思っておりますが、もちろん法令の所管、解釈自体は、最終的には法務省の所管の部分と金融庁の所管の部分で異なる部分はあるかとは思いますが、法務省の方々においてもできる限り協力をしていただきたいと思いますと思いましたが1つ目で、法務省にお伺いしたいなと思いましたが。

一方で、金融庁におかれましても、法務省などの協力もいただきながら、場合によっては、法解釈そのものだけではなくて、監督上の目線なども含めて金融機関で気にされている場合もあると思いますので、必要な見解を整理していただくなどして後押しをしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。こちらは金融庁様のほうに御質問です。

○中室座長 ありがとうございます。

田中専門委員、お願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

まず、金融庁におかれましては、金融機関へ所管官庁として積極的に働きかけをしていただいているということで、この点はありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

既に増島専門委員から御指摘があったところですが、民事信託についてはあまりこれまで働きかけをされてこなかったと受け取りました。認知症の方には様々な御事情がありますので、そういった方に寄り添った対応をしていくには選択肢を増やすことも非常に重要ではないかと思われまふ。

金融機関に促す際には、1つの制度だけを促すというよりは、選択肢の一つとして民事信託も含めて様々な選択肢があるということをしかりと働きかけていただきたいと思ひますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、法務省さん、落合委員の質問に対してよろしいでしょうか。

○法務省（渡辺参事官） 法務省民事局の渡辺でございます。

御指摘いただきましたとおり、我々といたしましても金融庁様との連携が必要不可欠かなと思っておりますので、引き続き検討をさせていただければと思っております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、金融庁さん、お願いいたします。

○金融庁（大江課長） ありがとうございます。

御指摘いただいたとおり、成年後見人制度以外のものも含めて選択肢をとという話や御意見を承りました。

一方で、高齢者の財産管理における民事信託の意義については承知しておりますけれども、一方で不正利用の防止という観点も重要と考えてございます。お話がありましたとおり、民事信託というのは非常に便利で、信託という仕組みの性質上様々な組み方ができるということもあるかと思ひますけれども、一方で第三者の目が行き届きにくい形に仕組まれる可能性もございます。

実際、私どもが出ております、先ほど申し上げました成年後見制度利用促進専門家会議の中でも、それ以外のものも含めて、マネロンに悪用されるおそれがあるとか、成年後見制度の潜脱に使われるといった御指摘もなされているとも認識をしております。こういった背景については御理解いただければ幸ひでございます。

その上で、金融機関が民事信託を取り扱うに当たりましては、こうした民事信託に固有のリスクについてもしかりと認識をいただいた上で、適切な管理体制を構築する必要が

あると思います。

菊永先生からもありましたけれども、そういったことには当然コストもかかってくるでしょうし、その辺りが金融機関として足踏みをする理由となっている可能性はございますけれども、そういった様々な課題があるといったことを含めて、実務の状況を把握したり、課題があれば必要に応じて対応していきたいと考えております。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、時間も押しておりますので、論点3に移ってまいりたいと思います。「公証役場における手続の利便性向上」について御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、村上専門委員、お願いいたします。

○村上（文）専門委員 村上です。どうもありがとうございます。

私からは法務省さんに3点ほど質問をしたいと思います。

まず、公正証書作成手続のデジタル化は順調に進められているということで、ありがとうございます。

来年度上期に施行されて、システムもできるということですが、その後、実際に使ってもらわないといけないと思いますが、利用促進策についてどのようなことを考えていらっしゃるのか、また、それは公表する予定があるのかが1点目です。

2点目が、実際デジタル化をすることによって1件当たりの作成日数が短くなるのか、また、デジタル化による手続を全体の公正証書作成の何割ぐらいまで持っていこうとしているのか、そういった目標があれば教えていただきたい。

3点目、デジタル化の利用促進のインセンティブとして、デジタル化した場合、1件当たりの手数料を例えば安くするとか、そういったインセンティブ設計は何か考えていらっしゃるのか。この3点について教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

では、杉本座長代理、続けてお願いいたします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

私も法務省さんに2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、確認の意味ですけれども、公証人の方も様々な方がいらっしゃいますので、利用者の方との相性みたいな、相性がいいとか悪いといったことが生じてくるのも仕方がないところかなと思いますが、中には公証人の方から高圧的な対応されたとか、利用者が意図しないような契約内容に契約書の変更を求められたといった話も聞くところがありますので、オンライン化やデジタル化の意義というのは、手続が便利になって効率化するというだけでなく、利用者側の選択肢が増えるということも非常に重要な意味があると思っておりますが、そういった選択肢という点において1点確認があります。

例えば、東京にいる者が東京とは異なる遠方の、極端に言うと、東京にしながら北海道の公証役場の公証人の方に依頼をするような、東京以外の場所の公証役場を活用すること

もデジタル化によって可能になるのでしょうかということを確認させていただきたいと思います。

2点目は、公証役場ごとに対応が異なるといったこととの関連で、昨年の規制改革の実施計画の中では、相談窓口の設置や公証役場での利用の実態把握を行うということが言及されておりますところ、相談窓口の現在の設置状況とか調査状況、調査結果を踏まえた法務省としての対応について、現時点で何かありましたら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、法務省さん、お願いいたします。

○法務省（内野審議官） 御質問ありがとうございます。

まず、公証手続のデジタル化に関しましても促進策をという御指摘をいただきました。まだ、制度は具体的な営みが始まっていない段階ということも踏まえ、何よりも周知・広報で、こういった利便性がありますよということを適切にアピールしていく、ここがまず最初の第一歩ではないかと考えております。

そういう中で、世の中の認識も高まり、公証人のほうもデジタル化された手続を適切に使うスキルも高めていく、こういうことが相乗効果となって促進されていくものだと思っておりますので、まずは第一歩のところをしっかりとっていきたいと考えております。

公正証書の作成日数はどの程度なのかといった御指摘もいただきました。これも、今言ったような公証人のスキル、またこれを受けていただく囑託人である国民の皆様方の対応の在り方、これにも大きくよるところがありますので、具体的にこの程度ということとはなかなか現段階で申し上げにくいところはあるのですが、デジタル化の最もメリットと言われているものが、手続が簡便にスムーズに進むといったところにあるかと思っておりますので、ニーズに応じまして適切な期間で作成手続が進むことを目指してまいりたいと考えております。

また、先ほど何割かに持っていきたいかという数字のようなものでありますが、現在はまだそういった数字は持ち合わせておりませんが、今申し上げたようなところからすれば、やはり適切に使っていただく、割合も適正なものとして増えていく、こういったことが一つの目標ではないかと思っております。

あわせて、手数料の点も御指摘がございました。手数料はまさに事件動向や実際の実情を踏まえて国民に公平・適切な負担をいただくというものでありますので、この辺りはそういった動向を見ながら引き続き検討してまいりたいと思っております。こういった水準になるのか、促進策という点は非常に重要なのですけれども、全体のバランスの中で検討していくべきものだと考えております。

続いて、公証人の相性等という御指摘を杉本先生からいただきました。その中で、遠方の公証役場も活用できるかという点の御確認でしたが、現在も公正証書の作成につきまして管轄という概念はございませんで、作成依頼は全国のどの公証人に対しても可能であり

ます。

これまでは対面の手続が必須でありましたために、事実上、遠方の公証人に依頼することは困難でございました。改正法の施行後は、対面の手続は必須ではなくなりまして、オンラインでの依頼、作成、交付が可能となるということであります。したがって、御認識のとおり、遠方の公証役場の活用が容易になるために、利用者の利便性は向上していくものだと考えておるところでございます。

あわせて、公証役場の事務の状況調査等々という点についての御質問がございました。御指摘の中にもございましたけれども、公証サービスは国の基本インフラだということで、公証人ごと、公証役場ごとに扱いが異なるということや、そういうことを原因としまして利用者の利便性が損なわれているという指摘があったということ踏まえまして、必要な実態調査、指導を行ってきておるところでございます。近時は、取扱いが異なるといったことがないように、新任の公証人に対する研修内容をより充実させるといったことも行っているところでございます。

また、相談窓口につきましては、公正証書に関するものではございませんけれども、既に開始している認証に関する業務におけますデジタルサービスの適切な提供という観点の問題意識を持ちまして、昨年から法務省のウェブ上に相談窓口を設置しております。利用者の声を聴くなどいたしまして実態把握に努めているところであります。

窓口に寄せられた意見の中には、主にシステムを利用する場面で公証人と利用者の意思疎通がうまくいかず、デジタルサービスを提供してもらえなかったと誤解された利用者が多かったため、公証人に対しデジタルサービスについて適切な知識を持った上で丁寧な説明をするよう、継続的に指導等を行っているところでございます。

本年度は、デジタルサービスの提供状況について重点的に対応を行っていたところでございますけれども、公正証書のデジタル化を見据えまして、公正証書に関する業務についても、近日中にウェブ上に相談窓口を開設しまして、利用者の声を聴くなど、適切に実態把握に努めていきたいと考えております。

今後とも、公証業務の適正化を図るために法務局に行わせております公証役場への立入調査を含めまして、法令に基づく公証に対する監督・指導権限を適切に行使していくなど、適正業務が行われるように努めていきたいと考えております。

○中室座長 ありがとうございます。

村上委員、杉本委員、更問はございますでしょうか。

○村上（文）専門委員 御回答ありがとうございます。1点だけコメントです。

デジタル化そのものが目的化するのではなく、デジタル化によって誰がどのようなメリット、便益を受けるかが大事だと思いますので、ぜひそういった目標設定を御検討いただき、それを踏まえていろいろな施策を打っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○中室座長 杉本委員。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

御回答ありがとうございます。

1点目の質問について、管轄等もなく、デジタル化によって今後全国どこでも様々な公証役場を活用できるということで御回答いただいたと認識しておりますが、そうだとしますと、例えば、デジタル化への対応がすごく迅速で、あるいは作成日数が簡潔に短く対応してくれるとか、丁寧な対応をしてくださるとか、そういった公証人の方が評判になって、あるいは専門分野としてこの分野についてはすごく迅速に的確なアドバイスをくれるとか、そういったことで、今まで近場の公証役場に行かざるを得なかったところが、公証人の方でも評判になる人がいて、そこに依頼がたくさん行くようになるといったことが今後生じ得るという認識でよろしいでしょうか。

○中室座長 法務省さん、お願いいたします。

○法務省（内野審議官） 杉本先生、ありがとうございます。

御指摘ですが、一般論としてはそのようなことも事件傾向として起こり得ると思っております。

それでも、そういった傾向の中で、公証業務が国の基本インフラであると。また、デジタル化というものも、御指摘いただきましたとおり、それ自体が目的というよりも全体の利便性、国民にやさしい手続というところが重要だという御指摘もいただきましたので、全体を見ていく中では、競争はあるけれども、全体のバランスということも両方を見ながら適切なサービスの提供を旨として考えてまいりたいと考えております。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、以上で議題1を終了したいと思います。

議題1の取りまとめをさせていただきます。法務省及び金融庁におかれましては、議題1について、本日の議論を踏まえまして必要な検討を速やかに行っていただき、措置をするようお願いをいたします。

具体的には、法務省さんにおかれましては、超高齢社会における認知症などの社会課題に対応するためには、民事信託の活用が有効な選択肢となり、今後拡大していくことが望まれるものの、知名度が低いこと、仕組みを十分に理解されていないこと及び仕組みの担い手が不足していることを踏まえ、財産管理・死亡後の財産継承までを円滑に行う観点から、親族、専門家の疑義を解消し、契約を円滑に行えるよう、一般の方向けには、他の財産管理・継承の仕組みと比較したメリット・デメリットなどを掲載した分かりやすいパンフレットやリーフレットなどを、専門家向けには、一般的な家族間での民事信託の基本的な契約の形や留意すべき事項などをはじめとするガイドラインや手引書などを作成してウェブサイトで公表するなど、親族間での信託契約の利用の円滑化を図るよう努力していただきたいと思っております。

また、これらのガイドライン等については、士業団体のほか、地方公共団体や法務局といった関連機関に向けての周知もお願いいたします。

現在進められている公正証書の一連のデジタル化については、専門性があつたり、混雑していなかったりする遠方の公正役場の利用が可能になるなど、利用者目線での取組を進めていただきたいと思います。その際、オンライン手続がスムーズに導入できるよう、公証役場側、利用者側が分かりやすい設計や周知を行うことをお願いいたします。

金融庁様におかれましては、法務省に作成を要請したガイドライン等について、特に信託口座に関する部分など、金融機関が関わる部分もあることから、積極的に法務省に協力していただきたいと思います。

親族間の信託契約について、金融機関での認知度や理解度向上を図るために、法務省のガイドライン等を金融機関に周知し、所属行員に財産管理に有益な民事信託制度を認知してもらえるよう促していただきたいと思います。

その際、一般口座では後にトラブルが起こり得ることも併せて周知し、金融機関が行う認知症や高齢者等の財産管理の好事例や金融機関の信託口座の開設時等の実務上の不明な点に関する対処の好事例を、金融機関や関係団体にヒアリングした上で周知することをお願いいたします。

では、以上をもちまして議題1を終了いたします。議題1の関係者はここで御退室ください。

(議題1関係者退室)

○中室座長 ここから議題2に入りたいと思います。「相続手続の効率化」に関するフォローアップ」でございます。

令和5年に閣議決定された規制改革実施計画においては、法務省において、行政手続による戸籍謄本の添付省略を可能とする戸籍電子証明書提供用識別符号について、オンライン申請やオンライン発行の実現を進めるとされているところ、現在の取組状況と今後の見通しについて御説明を伺いたいと思います。

それでは、法務省から5分程度で御説明をお願いいたします。

○法務省（内野審議官） 法務省の内野でございます。

議題2の「相続手続の効率化」に関するフォローアップ」について御説明させていただきます。

資料2を共有していただけますでしょうか。

1ページ目でございます。

令和5年度の規制改革実施計画におきまして、相続手続の効率化の実施事項aとして掲げられた内容は大きく2点でございます。1点目は、戸籍電子証明書提供用識別符号のオンライン請求・発行に関する工程表を作成するというものになります。2点目は、いわゆる改製不適合戸籍として紙での管理を行っている戸籍をコンピューター化していく取組についてとなります。

それぞれの状況について順に御説明いたします。

まず、黒字部分の戸籍電子証明書提供用識別符号の、以降「識別符号」と発言させていただきますが、オンライン申請の実現について説明させていただきます。

規制改革実施計画においては工程表を作成するとされているところ、これに基づき令和6年1月に作成した工程表を次ページに掲載してございます。赤枠で囲んだ矢羽根の部分にありますが、オンラインによる旅券発給申請におけるシステム連携の実現を大きな目標としておりました。また、その下の矢羽根部分、開始時期は未定としておりますけれども、旅券発給申請以外の手続についても実現に向けた調整を進めることとしております。

この工程表に基づく進捗状況ですが、3ページでございます。

工程表のとおり順調に進捗しております。今年度末を目標としていた旅券申請だけでなく、在外公館での証明やマイナ免許証に関する手続についても、本月24日から情報連携を開始する予定となっております。また、来年度以降にもこの対象手続を拡大するための調整を進めている状況でございます。

ここで、識別符号を利用した情報連携の仕組みについて簡単に申し上げます。4ページでございます。

これまで戸籍証明書の提出が必要となる場合に、市区町村の窓口や郵送で紙の証明書を取り寄せて提出する必要がございましたけれども、識別符号の利用によりまして右側の図の流れで手続を行うことが可能となります。

旅券の申請を例にいたしますと、申請者がマイナポータルから手続を行う一連の操作の中で識別符号の発行を受け、申請に関する情報とともに該当の識別符号をパスポートセンターに送信をいたします。パスポートセンターでは、受信した識別符号により法務省のシステムから戸籍電子証明書を取得して審査を行うことができますので、申請者と紙の証明書のやり取りをする作業が不要となります。先ほど申し上げましたとおり、本月24日から旅券発給申請等の手続においてこの仕組みが導入されます。

まずは安定した運用を実現することが第一となりますけれども、対象となる手続の拡大についても、先ほど申し上げましたとおり調整を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、5ページでございます。

改製不適合戸籍の解消に向けた取組の状況について説明いたします。黒字部分の部分のところでございます。

6ページで、先に改製不適合戸籍とは何かということを若干御説明させていただきます。全国の市区町村において、戸籍事務をコンピューター化する際、戸籍の記載内容に誤りがあったことなどによりコンピューターへの移行ができず、紙での管理を継続することとなった戸籍をこのように呼んでおります。

代表的な例といたしましては、氏名の文字がコンピューターでは使用できない誤字で記載されていて、本人が正字への引き直しに反対の意思を表明された場合、存在しない日付

が記載されている場合が挙げられます。

それでは、この点についての進捗状況でございます。先ほどの規制改革実施計画の中に、電子化によって享受できるメリットという記載がございました。まさに令和6年3月から、戸籍証明書の広域交付や市町村間の情報連携による戸籍証明書の添付省略などの取組を開始したところであり、電子化のメリットが拡大している状況とすることができるかと思えます。

法務省といたしましても、電子化による恩恵を国民の皆様にも実感していただくため、①～④に記載してございます対策によりまして、改製不適合戸籍の解消に努めております。令和6年11月までの間で全体の約1割に当たります828戸籍の解消につなげたところがございます。

一方で、改製不適合戸籍の大半は誤字を要因としているところがございます。その根底には、御本人様の文字への愛着があると考えられます。そのため、この解消の特効薬となるような対策がないというのが実情でございます。これからも地道な周知・説明を続けていく必要があると考えております。

引き続き、個別の要因分析を行うとともに、解消が進んだ市区町村の好事例を紹介するなどいたしまして、市区町村に御協力をいただきながら継続した取組を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

議事の途中ではございますが、最初に事務局より御連絡がありましたように、中室座長が所用のため御退席されましたので、この後の議事進行は私、杉本が進めます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。限られた時間のため、御質問、御回答とともに簡潔にお願いいたします。また、議論を円滑に行うため、事務局におかれましては、委員、専門委員からの質問を要約し、画面に投映していただきたいと思えます。

議題2の質問・御発言については、先ほどの関係者の御説明を踏まえてお伺いしていきたいと思えます。

それでは、御発言を希望される方は挙手機能でお知らせください。

最初に、戸田委員からお願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

まずは、戸籍電子証明書提供用識別符号の利活用・推進について、工程表どおりに着実に進められていることに対しまして感謝を申し上げるところでございます。この利活用が進むことで、国民の利便性や行政機関、民間事業者の効率性が大幅に向上すると期待しております。

その上で2点質問させていただきたいのですけれども、旅券の発給申請以外に、今日のテーマである相続手続における識別符号の利用についてはどういう状況になっておりますでしょうかというのが1点目でございます。

それから、令和5年度の実施計画の中には、これ以外に法定相続情報証明制度の相続人関係図の写しの電子交付といったものも内容として入ってございました。これが実現しますと、戸籍証明書の情報を受け取った行政機関とか民間事業者のほうでこれを確認する作業が不要になるということで、更なる効率化が進むことが期待されるわけですが、これについての進捗状況もお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

続いて、川邊委員、お願いいたします。

○川邊委員 質問をさせていただきます。法務省にお伺いいたします。

戸籍証明の電子化を活用するに当たって、戸籍電子証明提供用識別符号、これ自体の名前をもっと民間に親しみやすい名前にしたほうがいいのではないかなと思いますけれども、そういうパスワードを入れる必要があるわけですね。このパスワードについては、今月末の3月24日からマイナポータル上で無料で取得できると聞いております。これ自体はすばらしい展開かなと思っています。

その上で、1点確認と1点意見を申し上げたいと思います。

マイナポータル上でパスワードを取得する手続は、デジタル完結という理解でよろしいでしょうか。手続の一部がアナログになっていないかを念のため確認させていただきたいなと思います。これが確認です。

2点目は意見ですが、今、各市町村のウェブサイトでは、市町村の窓口において有料でパスワードを取得するような案内がなされています。今月末以降はマイナポータル上で無料で取得できるということで、これはダブルスタンダードになってしまうと思うのですが、今後は市町村のウェブサイト等でマイナポータルでの手続が標準になるように分かりやすく動線を作ってもらいたいと思います。法務省においては、そういったところの周知を地方公共団体や国民に対してぜひ積極的に行っていく、あるいは働きかけていくことをやっていただきたいと思います。これに関しては、意見ではありませんけれども、御見解をいただければと思います。

以上、質問を申し上げました。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

それでは、法務省さん、御回答をお願いいたします。

○法務省（国分参事官） 法務省民事局の参事官の国分と申します。

御質問ありがとうございました。

まず、戸田先生から御質問していただいた、相続手続における利用の導入予定についてでございます。令和7年度中に相続人申告登記等の一部の不動産登記手続において戸籍電子証明書の利用が可能となるように調整を進めているところですが、戸籍電子証明書の利用に当たっては、利用先のシステムにおける準備も必要となる上、戸籍情報連携システムの性能への影響も考慮する必要があることから、今月24日から開始する手続の利

用状況を注視しつつ、利用拡大に向けた調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の法定相続情報証明制度を含む相続人の手続の緩和に向けた規制改革推進会議の御指摘につきましては、今回は対象とはなっていないところでございますので詳細な御説明はできないところですが、デジタル庁とともに相続人の負担の手続については検討を進めているところでございますので、また、このような機会があれば御報告させていただきたいと思っております。

続きまして、川邊先生から御質問をいただきましたデジタル完結でございますが、御指摘の点については、マイナポータルで戸籍電子証明書提供用識別符号を、本当に申し訳ないと思います、分かりやすくできればいいと思うのですが、そういう法律上の用語になっていますが、これを取得する手続についてはデジタルで完結することができることになっているところでございます。

その上で、これがマイナポータルでは無料で、市町村に取りに行くと有料になってしまうというところでございますが、この手続について市区町村に対してマニュアルを送付したところでございまして、法務省のホームページでの案内も予定しているところでございます。これらにつきましては、外務省等での広報も実施されると承知しておりますが、そのための情報提供の協力もさせていただいているところでございます。先生の御指摘も踏まえて、今後の市町村への周知内容については更に検討したいと思っております。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

戸田専門委員、川邊委員のほうから更問はありますでしょうか。

戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

着実に適用範囲を広げているということで、感謝を申し上げます。

1点気になった点がございまして、性能問題があるということで、これはいろいろところで話が出てくるのですけれども、戸籍情報連携システムに性能の課題があるということと、実際の全体のシステムの中で自治体職員の人手によるプロセスが介在しているということで、受付できる点数に制約があるというようなお話ではないかなと思うのですけれども、実際に広域交付利用を抑制している自治体もまだ多い状況でございますし、今後、職務上請求とか、少子化に伴って兄弟姉妹とか甥、姪といった人たちからの請求のニーズも高まると思いますので、システムの見直し等もぜひ進めていただければと思います。

以上でございます。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

法務省さんのほうから何かございますでしょうか。

○法務省（国分参事官） 昨年3月以降の広域交付の運用開始後、トラブルが発生しているところは非常に申し訳なく思っているところでございますが、これらのトラブルは発生の当日又は数日後に解消したり、現在は問題のない状況となっているところでございます。

今後、戸籍電子証明書の利用開始に向けては、過去のトラブルを踏まえたテスト内容の見直しなどを行っておりまして、関係省庁のシステムとの間でも実際の手続を想定したテストを実施しているところでございます。その結果、運用開始に特段の問題はないと判断しているところでございますが、システムの機能変更時にトラブルが発生する例はいろいろあるところがございますので、トラブルが仮に発生したとしても迅速に対応できるような体制を整えてまいりたいと思っております。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

ほかに御質問等がございますでしょうか。

○川邊委員 川邊です。

コメントですけれども、マイナンバーカード及びマイナポータル の意義というものが国民からすごく問われている局面で、これは非常に分かりやすいメリットだと思いますので、ダブルスタンダードのままよく分からないねという評価にならないように、マイナポータルから無料で取得できるという周知はきっちりとやっていただきたいと思っております。その点、先ほどのコメントで理解しましたけれども、改めて念押しでよろしくお願ひします。

○杉本座長代理 片桐委員、お願ひします。

○片桐専門委員 私のほうからも、今の川邊委員のコメントに付言させていただきたいと思ひます。

この番号の利用は、名前も何とかしてほしいというのも本当にそうですけれども、最初の議題と同じで、ユーザーサイドからどう見えるかということが徹底的に重要だと思うのです。制度がこうなりましたとか、外務省さんのほうでパスポートについて必要な場合にはこういうところを見ていただければ分かりますよといった間接的な周知ではなくて、もう少し利用者目線に立ったPRをお願ひしたいと思ひます。

また、この何とか番号は有効期限が3か月ということですよ。3か月となると、必要にならないと取りに行かないという話でもあるかと思うのですけれども、その辺りはそれで本当に利便性が高いのかということは御検討いただけないかなと思ひました。

私のほうから以上です。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

法務省のほうから御回答をお願ひできますでしょうか。

○法務省（国分参事官） 川邊先生、片桐先生、どうもありがとうございます。

先生方がおっしゃるとおり、戸籍電子証明書提供用識別符号を使うことによってマイナポータルで完結してパスポートの申請ができるというのは非常に重要な施策だと思ひますので、法務省としても積極的に周知してまいりたいと思ひます。

その上で、3か月の有効期間がどうかというところは、御指摘を踏まえて検討させていただければと思ひます。どうもありがとうございます。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

ほかに先生方、よろしいでしょうか。

それでは、時間も参りましたので、議題2「「相続手続の効率化」に関するフォローアップ」の議事はここまでとさせていただきます。

法務省におかれましては、引き続き必要な取組を進めていただくとともに、本日の議論を踏まえ、国民の利便性向上の観点から更なる改善を図るようお願いいたします。

具体的には、デジタル完結を促すため、戸籍謄本の添付省略及び戸籍電子証明書提供用識別符号取得手続のサービス案内に当たっては、サービス利用者の動線にも配慮し、マイナポータルによるオンライン取得が推奨され、窓口での手続は補完的であるとの印象を受けるサービス案内をしてもらうよう、地方公共団体や関係機関に協力要請を行うことをお願いいたします。

それでは、法務省におかれましては、本日はお忙しい中、ありがとうございました。「退出する」のボタンより御退室ください。

(議題2関係者退室)

○杉本座長代理 以上で議事が全て終了いたしましたので、本日のワーキング・グループを終了したいと思います。

速記はここで止めてください。また、事務局はユーチューブの配信を止めてください。